第15回 福岡市個人情報保護審議会

特定個人情報保護評価部会 議事録

В	 時	平成30年8月6日(月)
 場	 所	
出席		委員(五十音順,敬称略) 五十川 直行 鳥越 しほり 馬場 明子 村上 裕章(部会長)
		事務局 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 小川 直也 個人情報保護係長 吉谷 圭 個人情報保護係員 佐藤 仁美
		事務担当課
		 ○ 住民基本台帳に関する事務 市民局総務部区政課 課長 川内 英樹 住民記録システム刷新担当主査 田中 信孝 指導係長 岡 豊 住民記録システム刷新担当係員 中村 孝介 指導係員 尾崎 陽子
		関係課総務企画局ICT戦略室システム刷新課ICTガバナンス係長 桑野 芳彰システム刷新係長 平川 隆一ICTガバナンス係員 嶋田 鉄平
議	題	1 介護保険に関する事務 2 住民基本台帳に関する事務 上記各事務が所管する特定個人情報ファイルへの重要な変更に伴う,特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の第三者点検

開会

議題1 介護保険に関する事務

(事務担当課) 全項目評価書説明

(部会長) 質問や意見等あれば発言をお願いする。

(事務局) 全項目評価書11ページの図において、新たに委託する要介護(要支援)認定に関する事務はどれか。

(事務担当課) ①~⑩及び⑬の事務である。

(部会長) 介護認定審査会の業務も委託するのか。

(事務担当課) 委託するが、審査会には市の職員が立ち会い、監督を行うこととしている。

(委員) 介護保険システム及び認定審査会支援システムは、現在市の職員が使用している システムをそのまま委託業者が使用するのか。

(事務担当課) 現在市の職員が使用しているシステムをそのまま委託業者が使用するが、事務を 行う場所が変わることになる。

> 現在は区役所において事務を行っているが、平成31年1月、中央区長浜にある市場会館に介護認定事務センターを開設し、全区役所の事務を集約する予定である。 1~3月は市が事務を行い、4月以降は委託業者が事務を行うこととしている。

(委員) システムへのアクセス権限設定の変更などは生じないのか。

(事務担当課) 現在は、職員ごとにアクセス権限を付与している。委託業者についてもアクセス 権限を付与して、システムを取り扱うようにするが、個人ごとに付与するかについては把握できていない。

(委員) システムにアクセスをした者が記録されるようにすべきである。

(事務担当課) ア解した

(部会長) 全区役所の事務を集約することは、重要な変更にあたらないのか。

(事務担当課) あたらない。

(部会長) 集約後,区役所での事務はどうなるのか。

(事務担当課) 認定申請については、原則として、介護認定事務センターへの郵送申請とする予定である。ただし、記入方法がわからない等の理由で、区役所に相談・申請する場合は、申請書類を専用の鍵付きバッグを使用して庁内メールでセンターへ送付することとしている。

なお、11ページの図の③~⑥及び⑩は、個人情報を外部に郵送する事務であるが、委託後も郵送の際はダブルチェックを行うこととしている。加えて、発送物の種類ごとにチームを分けて作業することで、別の種類の発送物が混入しないようにすることとしている。また、封入・封緘・発送した者全員にナンバースタンプを渡し、作業をした者がチェックリストにスタンプを押印することで、万が一、個人情報の漏えい等の事故が起きた際に、原因が究明しやすい対応をとることとしている。

(委員) 委託業者の従業員数はどの程度か。また従業員は固定の者が配置されることになるのか。

(事務担当課) 70~80人の固定の者が配置される予定である。

(委員) 21ページの①に記載の一連の事務及びその付帯事務とは11ページのどの事務にな

るのか。

(事務担当課) 一連の事務は①~⑩を、その付帯事務は⑬になる。

(部会長) 認定申請にあたり、マイナンバーの記載は必要か。

(事務担当課) マイナンバーの記載がないからといって、申請を受け付けないということはない。 また、認定を出さないということもない。 ただ、転入申請の場合、マイナンバーの 記載がないと他自治体との情報連携ができないので、情報連携で入手可能な情報を、その自治体から証明書として発行してもらい、申請者に添付してもらうことになる。

(部会長) 他に質問等なければ、本議題についてはおおむね妥当であるとの結論でよろしいか。

(委員) 異議なし

(部会長) それでは、その方向で答申を行う。

議題2 住民基本台帳に関する事務

(事務担当課) 全項目評価書説明

(部会長) 質問や意見等あれば発言をお願いする。

(委員) 全項目評価書12ページ記載の主な記録項目において、医療保険関係情報などの業 務関係情報が新たに追加されているが、その理由を尋ねる。

(事務担当課) 当該業務関係情報については、現在も住基システムにおいて保有している情報であるが、住基システムベンダーが富士通㈱からNTT㈱に変更になることに伴い、住民基本台帳情報ファイルとして保有する情報として、当該業務関係情報が追加されることになるものである。

(部会長) 住基システム及びコミュニケーションサーバの設置場所が、市役所庁舎内から庁舎外のデータセンターに変更となることにより、全項目評価書における特定個人情報の保管場所の記載内容が変更になったということでよいか。

(事務担当課) そのとおりである。

(委員) 証明サービスコーナーシステム及び改製除票システムの設置場所について尋ねる。

(事務担当課) 証明サービスコーナーシステムについては現在,市役所庁舎内に設置している。 現行の住基システムは時間外にバッチ処理を行う関係で,時間外は証明書発行を証明サービスコーナーシステムにより行っていたが,今後は住基システムにより対応できることになるので,証明サービスコーナーシステムは不要となる。

改製除票システムについては、住基システムが変更になることに伴い、住民票の 形式等が変更となることから、現行のシステムにおける住民票を今後も発行するた めに新たに設置するものである。設置場所はデータセンターとなる。

(委員) 全項目評価書の16、17ページの委託先名が未定となっている理由を尋ねる。

(事務担当課) 審議いただいている全項目評価書は、新システムが稼働する平成32年1月時点の 内容となっている。現在の委託業者は平成32年1月以前に契約期間満了となるため、 当該時点での委託先としては未定としている。なお、委託先名は重要な変更項目にはあたらないため、決定後に評価書を変更する。

(委員) 他業務システムが、業務共通基盤システムや住基システムに特定個人情報を提供 することはないのか。

(関係課) ない。

(委員) 介護・高齢者福祉関係情報が他業務システムにおいて更新された場合, どうなるのか。

(関係課) 住基システムが参照する場所に、更新された情報を置くことになり、住基システムが更新されることになる。この連携は、個人番号ではなく、統合宛名番号を使って行うことになる。

(委員) 業務共通基盤システムが特定個人情報や、特定個人情報ではない個人情報を保有 することはないのか。

(関係課) 特定個人情報は通過するだけで、保有することはない。特定個人情報ではない個人情報については保有することになる。

(部会長) 他に質問等なければ、本議題についてはおおむね妥当であるとの結論でよろしいか。

(委員) 異議なし

(部会長) それでは、その方向で答申を行う。

議事終了 閉会